

- 貸切バスの事業許可について5年ごとの更新制を導入し、不適格者を排除する。
- 新規許可・更新許可の申請時に、添付書類として「安全投資計画」及び「事業収支見積書」の作成を義務づける。
- 安全に貸切バス事業を行う経理的基礎を有するかどうかを確認するため、安全投資の実績及び事業者の経営状況を確認する。

【改正後の道路運送法施行規則第6条】

(申請書に添付する書類)

第六条 法第五条第二項の書類は、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

五 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者にあつては、次に掲げる事項に関し、**輸送の安全を確保するために、その者が行う投資の内容を定めた計画**(以下「安全投資計画」という。)を記載した書類

イ 輸送に係る安全管理体制の確保に関する事項

ロ 事業用自動車の取得並びに点検及び整備に関する事項

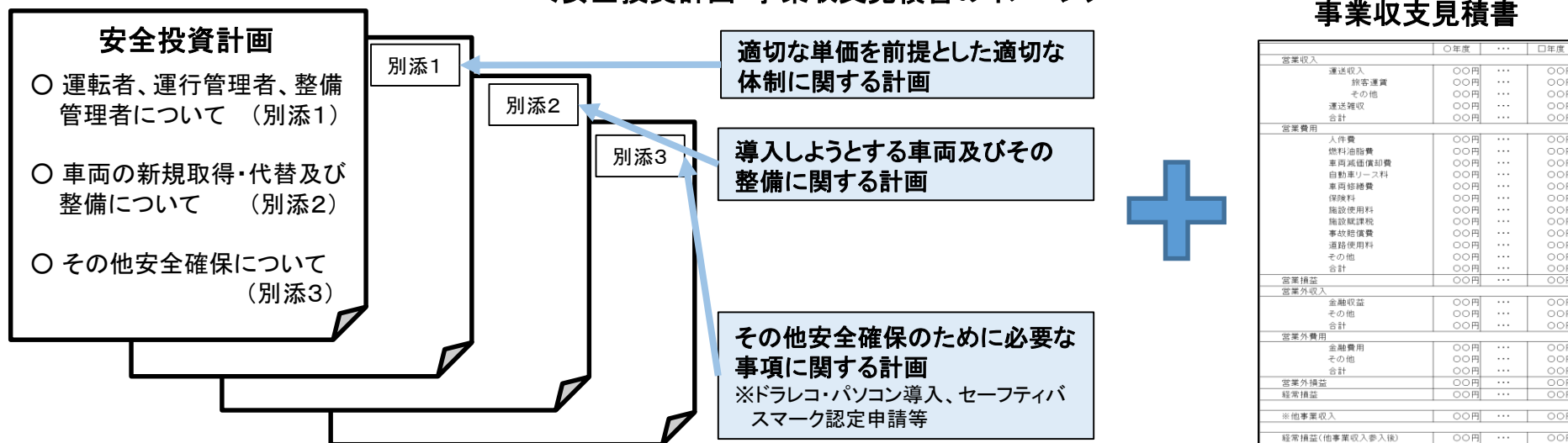
ハ その他投資の内容として必要な事項

六 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者にあつては、**安全投資計画に従つて事業を遂行することについて十分な経理的基礎を有することを証する事業収支見積**を記載した書類

七～十二 (略)

2~4 (略)

<安全投資計画・事業収支見積書のイメージ>



●運転者、運行管理者、整備管理者について

【安全投資計画】 法令上求められる人数の確保計画があること(運送収入見積りの基礎として使用)。

【事業収支見積書】 法令上に求められる人件費が計上されていること。

●車両の新規取得・代替及び整備について

【安全投資計画】 最低保有車両数以上の車両の確保計画があること。

【事業収支見積書】 保有車両及び新規取得車両について、以下の額が計上されていること。

- ・車両減価償却費:申請事業者の車両減価償却年数により算出した額
- ・車両修繕費 :車齢、走行距離等に応じた予防整備費(別途ガイドライン作成予定)

●その他の安全確保のために必要な事項について

- 【安全投資計画】
- ・ドライブレコーダーの導入計画があること。また、セーフティバスマーク認定を申請する場合等は、その計画が記載されていること。
 - ・初任運転者、高齢運転者への適性診断の受診計画があること。
 - ・健康診断の受診計画があること。
 - ・社会保険への加入計画があること。

【事業収支見積書】

- ・上記を実施するための所要の費用が計上されていること。

◆許可を行わない場合◆

- ・人件費、車両修繕費等について、所要の単価を下回る単価に基づく収支(見積・実績)となっている場合。
- ・計画上、5年間連続で収支を赤字としている場合(収入には他事業収入も含む。)
- ・新規許可については、申請直近1事業年度において申請者の財務状況が債務超過である場合。
- ・更新許可については、申請直近1事業年度において事業者の財務状況が債務超過であり、かつ、申請直近3事業年度の収支が連続で赤字である場合

※上記(安全投資計画及び事業収支見積書関係)以外に許可を行わない場合は、以下のとおり。

- ・法令試験の正答率が90%未満の場合(貸切バス事業者安全性評価認定制度において、一ツ星以上を取得している事業者は試験免除)。
- ・前回許可時から更新申請時までの間に毎年連続して行政処分を受けている場合。
- ・前回許可時から更新申請時までの間に行政処分を受けた場合であって、更新許可申請時まで認定事業者による運輸安全マネジメント評価を受けていない場合。

安全投資計画及び事業収支見積書の審査イメージ

- ・新規許可・更新許可の申請時に、次回更新時期までの安全投資計画を以下のとおり審査する。
- ・更新許可の申請時には過去の実績も同様に審査する。

安全投資計画

安全投資計画
 【平成29年度】

 【平成30年度】
 ・平成30年度に開校する学校のスクールバスを受託する。
 ・そのため、小型バスを3両増車する。

運転者、運行管理者、整備管理者 別添1

	H29	H30	H31	H32	H33
運転者	30人	36人	36人	36人	36人
運行管理者	2人	3人	3人	2人	2人
整備管理者	1人	2人			

車両の新規取得・代替及び整備 別添2

	H29	H30	H31	H32	H33
大型	15両	15両	15両	15両	15両
中型	4両	4両	4両	4両	4両
小型	1両	4両	4両	4両	4両

その他の安全確保のために必要な事項 別添3

小型バスを3両増車

届出運賃、運転者数、車両数を前提として、新規事業分を含め、適切に旅客運賃に反映されているか

所要の人件費を勘案して、計画に見合った適切なコストが人件費に計上されているか

所有車両及び新規取得車両について、計画に見合った適切な車両修繕費(予防整備費を含む)及び車両減価償却費が計上されているか

参照
車両整備ガイドライン

事業収支見積書

	H29	H30	...
営業収入			
運送収入	〇〇円	△△円	...
旅客運賃	〇〇円	△△円	...
その他	〇〇円	△△円	...
運送雑収	〇〇円	△△円	...
合計	〇〇円	△△円	...
営業費用			
人件費	〇〇円	△△円	...
燃料油費	〇〇円	△△円	...
車両減価償却費	〇〇円	△△円	...
自動車ローン料	〇〇円	△△円	...
車両修繕費	〇〇円	△△円	...
保険料	〇〇円	△△円	...
施設使用料	〇〇円	△△円	...
施設賦課税	〇〇円	△△円	...
事故賠償費	〇〇円	△△円	...
道路使用料	〇〇円	△△円	...
その他	〇〇円	△△円	...
合計	〇〇円	△△円	...
営業損益	〇〇円	△△円	...
営業外収入			
金融収益	〇〇円	△△円	...
その他	〇〇円	△△円	...
合計	〇〇円	△△円	...
営業外費用			
金融	〇〇円	△△円	...
その他	〇〇円	△△円	...
合計	〇〇円	△△円	...
営業外損益	〇〇円	△△円	...
経常損益	〇〇円	△△円	...
※他事業収入	〇〇円	△△円	...
経常損益(他事業収入参入後)	〇〇円	△△円	...

他事業収入を充当することも可とする。
 その場合、ダンピング防止の観点から、運賃は公示運賃を届け出ることとする。

貸切バス事業許可の初回更新日

○既存事業者の初回更新の期限については、許可(免許を含む。)を受けた年の西暦下一桁に応じて年を決めることとし、当該事業者が許可を受けた日に応じて月日を決めることとする。

(例)2001年1月6日に許可を受けた者 ⇒ 2021年1月6日まで事業許可が有効

○2017年4月1日から同年6月30日までに申請が必要な者については、事業許可の有効期限内に申請書を提出する必要があるが、経過措置として、安全投資計画及び事業収支見積書の提出期限は6月30日までとする。

○期限内に必要書類を提出した場合は、事業の許可は更新の許可又不許可の処分を受けるまで失効しない。

○初回更新日については平成28年度中に全事業者宛に通知するとともに、各事業者の更新期限に先立って、改めて通知することとする。

更新対象事業者

2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)	2023 (H35)	2024 (H36)	2025 (H37)	2026 (H38)	2027 (H39)
4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1

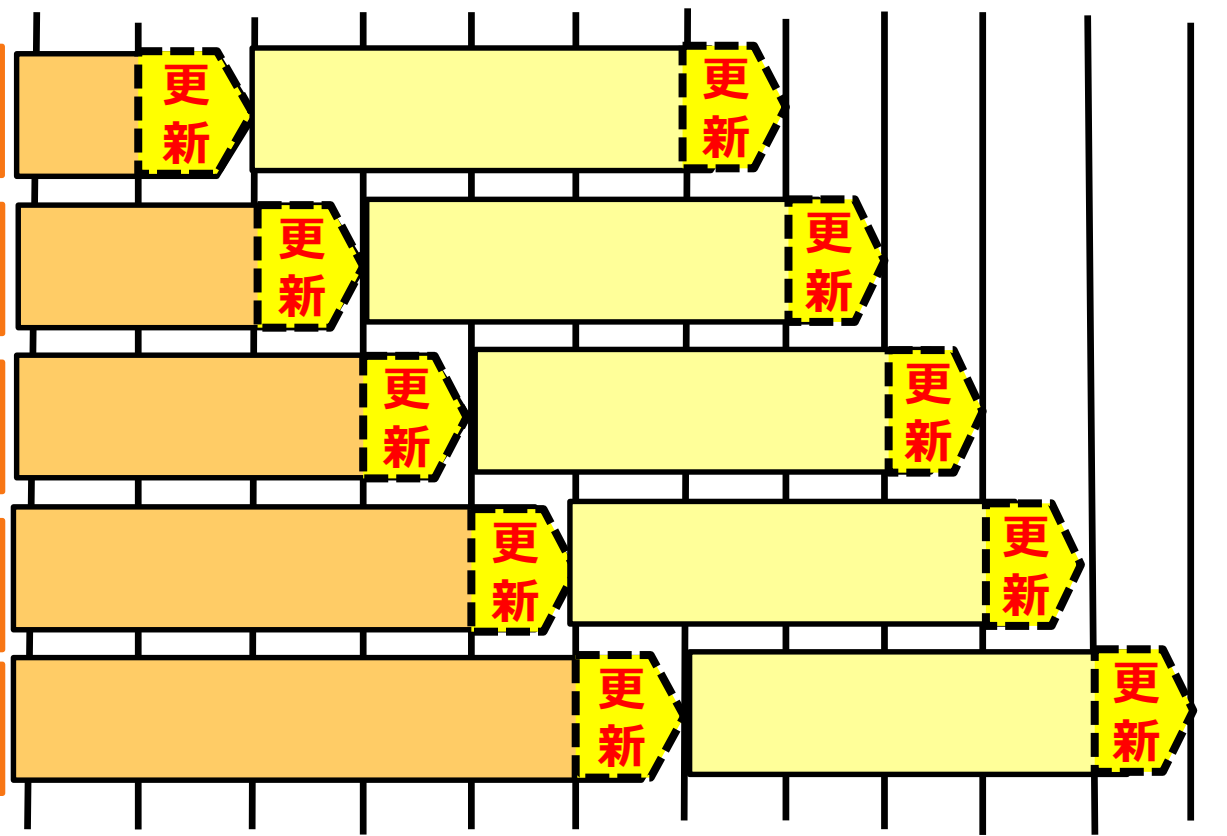
・下一桁が **7又は2** で **4.1～12.31** の間に許可を受けた者
 ・下一桁が **8又は3** で **1.1～3.31** の間に許可を受けた者

・下一桁が **8又は3** で **4.1～12.31** の間に許可を受けた者
 ・下一桁が **9又は4** で **1.1～3.31** の間に許可を受けた者

・下一桁が **9又は4** で **4.1～12.31** の間に許可を受けた者
 ・下一桁が **0又は5** で **1.1～3.31** の間に許可を受けた者

・下一桁が **0又は5** で **4.1～12.31** の間に許可を受けた者
 ・下一桁が **1又は6** で **1.1～3.31** の間に許可を受けた者

・下一桁が **1又は6** で **4.1～12.31** の間に許可を受けた者
 ・下一桁が **2又は7** で **1.1～3.31** の間に許可を受けた者



Q 1 .更新制はいつから開始されますか。

A. 平成29年4月1日から開始されます。既存事業者の更新については、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの間に順次行っていきます。具体的な順番についてはQ 2をご確認ください。

Q 2 .既存事業者の初回更新日はどのように決まりますか。

A. 恣意性を排除し、事業者に対する平等性、公平性を確保する観点から、既存事業者の初回更新については、許可を受けた年の西暦下一桁を基準として更新の順番を決めることとします（平成29年2月省令改正予定）。

例：1967年12月15日に許可を受けた事業者は、平成29年（2017年）12月15日まで事業許可が有効

Q 3 .自分の更新の期限はどうやったら知ることができますか。

A. 更新の期限は全事業者に対して通知する予定です。また、事業者ごとの更新期限を国土交通省のホームページに掲載するとともに、運輸局においても公示を行う予定です。

Q 4 .許可の有効期限内に申請を忘れていました。この場合は何か救済措置がありますか。

A. 有効期間を過ぎると許可は自動的に失効します。救済措置はありませんので、許可の更新を希望する際には、必ず有効期間内に申請してください。

Q 5 .更新の申請にはどのような書類が必要ですか。

A. 原則として新規事業許可申請時と同様の書類が必要となりますが、更新時には一部書類の提出を省略することができます。詳細についてはホームページから申請書をダウンロードしてご確認ください。

Q6.安全投資計画と事業収支見積書は新規事業許可申請時にも必要ですか。

A. 新規事業許可申請時にも必要となりますので、申請様式を確認の上、提出してください。ただし、平成29年4月1日～6月30日までに更新の期限を迎える事業者にとっては、経過措置として提出期限を平成29年6月30日までとします。

Q7.更新時に安全投資計画・事業収支見積書が履行されていないことが判明した場合はどうなりますか？

A. 次回申請時に、安全投資計画等を重点的に審査することになります。（安全投資及び事業収支の実績は全事業者が提出することとなります。）

Q8.安全投資計画及び事業収支見積書の審査にあたって、事業許可が更新されないのはどのような場合ですか。

A. 安全投資計画及び事業収支見積書については、以下の場合には事業許可は更新されません。

- ・計画上、5年間連続で収支を赤字としている場合（収入には他事業収入も含む。）。
- ・人件費、車両整備費等について、所要の単価を下回る単価に基づく収支見積りとなっている場合。
- ・新規許可については、申請直近1事業年度において申請者の財務状況が債務超過である場合。
- ・更新許可については、申請直近1事業年度において事業者の財務状況が債務超過であり、かつ、申請直近3事業年度の収支が連続で赤字である場合。

Q9.更新時にも法令試験を改めて受験する必要はありますか。

A. 法令試験は改めて受験していただくこととなります。その結果、法令試験の正答率が90%未満の場合には許可は更新されません。ただし、貸切バス事業者安全性評価認定制度において一ツ星以上を取得している事業者にとっては、免除します。

Q10.法令試験に落ちてしまったのですが、再試験はありますか。

A. 再試験は1度だけ認めております。再試験の実施日等については最寄りの地方運輸局等にご確認ください。